

令和6年能登半島地震における被災者支援一覧表

能登半島地震の被災者が犬山市に転入もしくは避難された場合には、次のような支援制度があります。犬山市へ転入や避難をお考えの方は、まずは市民課へご連絡のうえ、お越してください。ワンストップ窓口を実施しています。(0568-44-0303)
 ※必要書類をお持ちでない場合は、担当課までご相談ください。
 ※被害の程度や条件によりご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

★その他困りごとや不安なことがありましたら、市役所3階の防災交通課までご連絡ください。
 (0568-44-0346)

(令和6年1月18日 作成)

令和7年4月24日 更新

●犬山市の支援策

支援項目	担当課	TEL	支援についての概要	支援期間
1 被災者の定期予防接種の実施	健康推進課	61-1176	被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長から予防接種実施依頼があったものとし、定期接種を実施することができます。	当面継続
2 妊産婦健康診査受診券の交付及び乳幼児健康診査の受診	健康推進課	61-1176	前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持たずに避難してきた妊婦から申し出があった場合、妊婦健康診査受診券を交付します。乳幼児健康診査についても犬山市にて受診できます。	当面継続
3 指定ごみ袋の支給 (一般廃棄物処理手数料の減免)	環境課	44-0344	家庭系可燃ごみを捨てる際に必要となる犬山市指定ごみ袋を無料で配付します。 【支給内容】 ・犬山市指定ごみ袋(有料)を無料で配付(1年分=1世帯あたり中袋120枚) 【手続き】 ・廃棄物処理手数料減額(免除)申請書を記入	1世帯1回のみ
4 就学援助費の支給	学校教育課	44-0358	就学援助制度は、就学費用の負担が困難な保護者に対して、給食費や学用品費等の一部を援助する制度です。被災状況、所得状況等を確認し認定します。 支給額の目安は、小学生約2万円(年額)+給食費分、中学生約4万円(年額)+給食費分です。	申請月から年度末まで ※年度ごとに申請が必要
5 保育料の減免	子ども未来課	44-0324	住宅又は家財について損害がある場合に限り、保育料を減免します。	申請のあった日が属する月から起算して12ヶ月間
6 児童クラブ利用手数料の減免	子育て支援課	44-0322	住宅又は家財について損害がある場合に限り、児童クラブ利用手数料を減免します。	申請のあった日が属する月から起算して12ヶ月間
7 子育て短期支援事業の利用に係る手数料の減免	子育て支援課	44-0322	住宅又は家財について損害がある場合に限り、ショートステイ及びトワイライト利用手数料を減免します。	申請のあった日が属する月から起算して12ヶ月間
8 水道料金の減免	水道課	62-9300	水道料金(基本料及び超過料金)を減免します。	申請のあった日が属する月から起算して12ヶ月間
9 下水道使用料の減免	下水道課	44-0337	下水道使用料(基本使用料及び超過使用料)を減免します。	申請のあった日が属する月から起算して12ヶ月間

●国、県などの支援策

支援項目	担当課	TEL	支援についての概要	支援期間
1 救援物資の支給	福祉課 (日赤犬山市地区)	44-0320	被災の状況に応じ、ご希望があれば次の物資をお渡しすることができます。 ①毛布(10月から5月) ②タオルケット(6月から9月) ③緊急セット	当面継続 (毛布:1人1枚、タオルケット1人1枚、緊急セット:1世帯1個)
2 健康保険の資格確認書等が提示できない場合の保険診療	保険年金課	44-0327	避難により健康保険の資格確認書等を携帯しておらず医療機関等で資格確認書等を提示できない場合、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険は事業所名、国民健康保険・後期高齢者医療は住所、国民健康保険組合は住所と組合名を医療機関等に申し立てることにより受診できます。 ※被用者保険・国保組合は各保険者に問い合わせてください。	資格確認書等が作成できるまで
3 国民健康保険税の減免	保険年金課	44-0327	国民健康保険の納税義務者または被保険者が所有し、かつ居住する住居及び家財が全壊または半壊した場合、国民健康保険税の減免が受けられます。ただし、所得や被災状況に関する要件があります。 (り災証明書または被災証明書が必要)	被害を受けた日の属する月から12ヵ月以内の月割保険税額。
4 国民健康保険の一部負担金の減免	保険年金課	44-0327	国民健康保険の被保険者世帯の生計維持者が、資産、融資等の活用を図ってもなお一時的にその生活が著しく困難であるとき、保険医療機関で一部負担金の減免が受けられます。ただし、所得に関する要件があります。 (り災証明書または被災証明書が必要)	最初の申請のあった日が属する月から起算して1年の範囲内において6月を限度とする
5 後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課	44-0328	後期高齢者制度被保険者が居住する住居及び家財が全壊または半壊した場合、後期高齢者医療保険料の免除が受けられます。 災害状況にて減免割合を判定しますので、り災証明書または被災証明書が必要です。	被害を受けた日の属する月から12ヵ月以内の月割保険料額。
6 後期高齢者の一部負担金の減免	保険年金課	44-0328	後期高齢者制度被保険者及びその他同一世帯が所有し、かつ居住する住居及び家財が全壊または半壊した場合、一部負担金の減免が受けられます。 ただし、被保険者の属する世帯主の市民税が非課税(減免された者含む)又は生活保護法の要保護者に限ります。 災害状況にて減免割合を判定しますので、り災証明書または被災証明書が必要です。	最初の申請のあった日が属する月から起算して1年の範囲内において6ヵ月を限度とする
7 国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	保険年金課	44-0328	・被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、免除申請書、被災状況届(り災証明があれば写しも添付)で申請し、保険料全額免除が受けられます。 ・免除期間は令和5年11月から令和8年6月まで。なお、令和6年7月以降については、改めて免除申請が必要です。	・免除対象期間は、令和5年11月から令和8年6月まで。 ・申請できる期間は、各月の納付期限から2年以内。 ・令和6年7月以降に改めて申請が必要。

※窓口での手続きに通訳が必要な方は、各課の職員にお申し出ください。
なお、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語については、事前予約が必要です。
(対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語)

【連絡先】 犬山市役所 犬山市大字犬山字東畑36番地
平日8:30~17:15 防災交通課(直通) 0568-44-0346
上記以外の時間帯 犬山市役所(代表) 0568-61-1800